

地域の状況に応じた海岸堤防の高さ等の見直し【福島12市町村除く(注1)】

- 具体的な海岸堤防の計画については、まちの安全、ハード・ソフトの組み合わせ、環境保全や市町村によるまちづくりの議論などを踏まえ、海岸管理者である県などが適切に定めることとなっている。(注2)
- 被災6県において、全箇所(復旧・復興)621箇所の約3割にあたる197箇所の海岸堤防について、比較的発生頻度の高い津波を対象とした堤防高より堤防の高さを下げたり、海岸堤防の位置を変更する等の見直しを行っている。(注3)

【堤防高を下げた例】

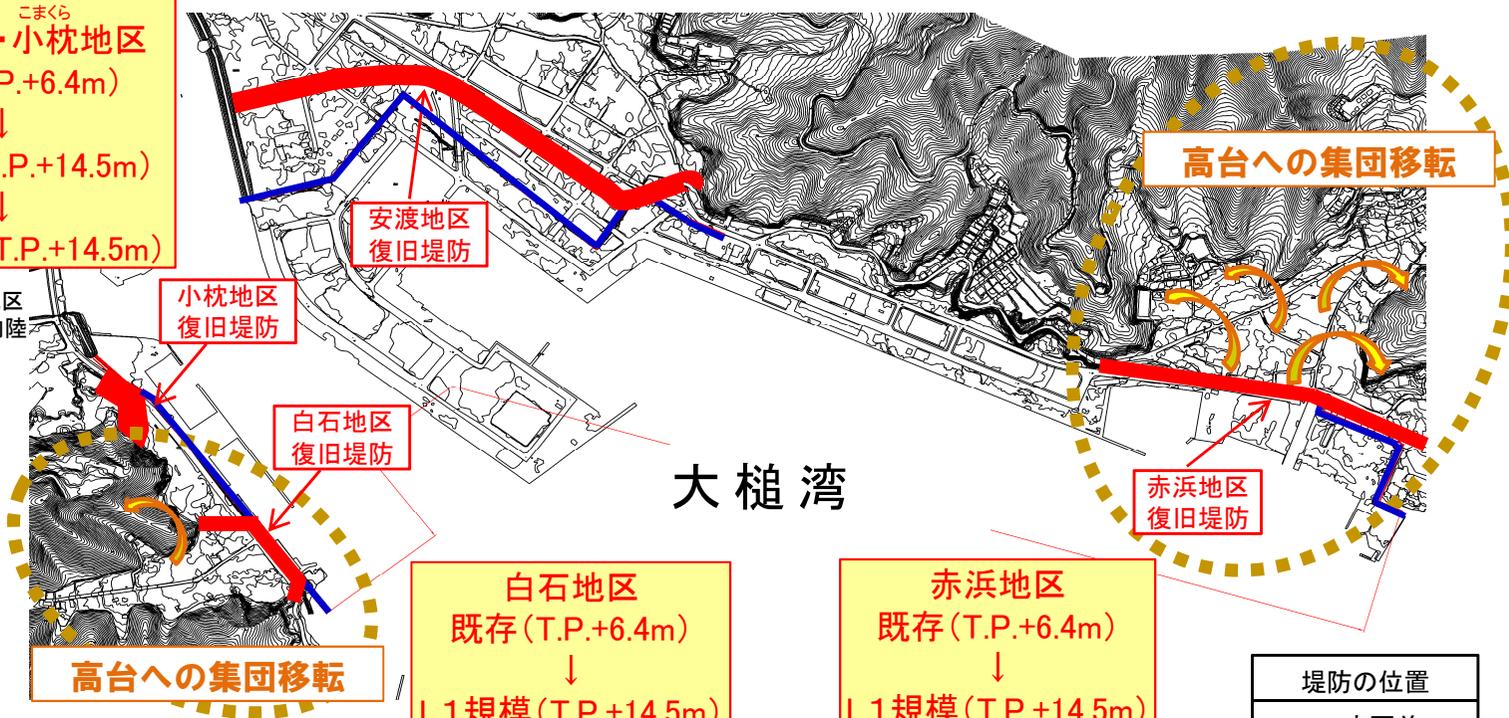
岩手県大槌町の大槌漁港海岸赤浜地区・白石地区では、災害危険区域の指定や高台への集団移転等を踏まえ、地域の合意の下に復旧する堤防を既存高さにとどめることとしている。

【位置図】



あんど こまくら
安渡地区・小枕地区
既存(T.P.+6.4m)
↓
L1規模(T.P.+14.5m)
↓
調整結果(T.P.+14.5m)

※安渡地区、小枕地区は堤防の法線を内陸側に変更



白石地区
既存(T.P.+6.4m)
↓
L1規模(T.P.+14.5m)
↓
調整結果(T.P.+6.4m)

赤浜地区
既存(T.P.+6.4m)
↓
L1規模(T.P.+14.5m)
↓
調整結果(T.P.+6.4m)

堤防の位置	
— (Blue line)	変更前
— (Red line)	変更後

注1) 福島12市町村【福島原子力被災12市町村】
対象市町村: 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町、双葉町

注2) 国土交通省及び農林水産省から海岸管理者に対して、堤防の高さ等については、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものである旨を通知。

注3) 県からの聞き取りによる(令和2年6月末現在)